

平成29年 4月 6日

建設業者の皆様へ

建設工事時における液化石油ガスボンベの取扱いについて

去る平成29年 3月24日に県内でリフォーム工事中の一般消費家庭において、液化石油ガスの漏えい事故が発生しました。

漏えい事故は、液化石油ガス設備の構造を熟知しないリフォーム業者が、液化石油ガス販売店に連絡しないまま、液化石油ガスボンベのみを取り外し、その後に消費者がガスを使用しようとしたため、自動切替装置が作動し、予備ガスボンベ内のガスが漏えいしたことによります。

今回は重大な事故ではありませんが、火災・爆発等による人身事故に至る可能性があります。同種事故の再発防止のため、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

○液化石油ガスボンベを建設業者自ら取り外しを行わないこと

○液化石油ガスボンベの取り外しが必要な場合は、液化石油ガスボンベに記載された販売事業者に液化石油ガスボンベの取り外しを依頼すること

奈良県地域振興部エネルギー政策課
エネルギー保安係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL：0742-27-5422 (ダイヤル)